

平成16年6月18日
金 融 庁

株式会社ユーエフジェイ銀行に対する行政処分について

1. 株式会社UFJ銀行(以下「当行」という。)に対する当庁の検査(平成16年5月31日通知)及び銀行法第24条第1項の規定に基づく当行からの報告によると、当行の多数の役職員らにより以下のような行為が組織的に行われた事実が認められた。

(1) 当行においては、債務者区分や償却・引当の判定等に重大な影響を与える重要な資料を執務室以外の場所へ移動・隠蔽する行為が行われた。また、同様の重要なデータ等を廃止された部署のサーバに移動し、さらに、事実上その存在が探知できない状態に置くなどの行為が行われた。これらの行為は、検査に先立ち、累次の部内会議における指示等の下、組織的に行われている。

さらに、立入検査において、検査官が執務室以外の書類保管場所の存否について質問したのに対し、そうした場所は存在しない旨の虚偽の回答を行うなどの対応が行われた。また、検査官の傍らで一部の資料について破損等が行われた。

(2) 当行の大口先などに関し経営陣等が審査を行った際の議事録について、債務者企業の業容や財務状況に係る懸念が表明された部分等を削除するなど、多数の改ざん行為が行われた。これらの行為は、検査に先立ち、経営陣の関与の下、組織的に行われている。

また、検査官の特定債務者に係る資料要求に対し、関係資料のうち債務者区分の判定に重大な影響を及ぼす事実の記載を削除する改ざん行為が行われた。この行為も、経営陣の関与の下、組織的に行われている。

さらに、立入検査において、これら改ざん後の議事録等が真正なものとして検査官に提出された。

(3) 上記資料・データ等の隠蔽等を前提に、個別債務者の業容や財務状況に関して、検査官に対し虚偽の説明が行われている。

2. 当該行為は、銀行法第63条第3号及び第64条第1項第2号の検査忌避等(同法第63条第3号に規定する「当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同法第25条第1項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避」することに該当する行為をいう。以下同じ。)に該当するものと思料される。また、

上記 1 .の行為以外にも、検査忌避等に該当すると思料される行為及び多数の不適切な検査対応が認められた。

これらの行為ないし検査対応により、検査における債務者区分や償却・引当の判定等に困難が生じ、また、検査の効率的な実施が妨げられた結果、立入検査期間が大幅に長期化する等の影響があった。

3 .以上を理由として、当庁は、本日、当行に対して、銀行法第 26 条第 1 項の規定に基づき、下記の行政処分を行った。

記

- (1) 適切な受検態勢を確立し、資料及びデータの隠蔽、資料の改ざん並びに虚偽説明等、検査にあたっての不適切な対応の再発防止を確保するため、以下の観点から業務運営及び内部管理態勢を確立・強化すること。

検査の効果的・効率的実施を確保するための検査対応業務の適正な管理
内部監査及び監査役監査の充実・強化
関係する役職員の責任の所在の明確化

- (2) 法令等遵守態勢を確立し、適正な業務運営を確保するため、以下の観点から、内部管理態勢を充実・強化すること。

法令等遵守に対する経営姿勢及び経営責任の明確化
本部における相互牽制機能強化による法令等遵守態勢の確立
役職員の法令等遵守意識の向上

- (3) 上記(1)及び(2)に関する改善計画を平成 16 年 7 月 20 日(火)までに提出し、着実に実施すること。

- (4) 改善計画の実施状況等について、改善計画の実施完了までの間、平成 16 年 9 月期を初回として、四半期ごとの実施状況等を 1 ヶ月以内に報告すること。

問い合わせ先

金融庁 TEL 03-3506-6000 (代表)
監督局 銀行第一課 (内 3396、3329)
検査局 総務課 (内 2504、2552)